

倫理規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第61条第1項の規定に基づき、倫理の厳正な保持に必要な事項を定める。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 本会は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらなければならない。

(社会的信用の維持)

第3条 本会は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第4条 本会は、関連法令、本会の定款及びこの倫理規則その他の規則を遵守し、社会的規範に悖るとなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第5条 本会の会員は、非営利性が徹底された法人活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 本会の会員は、その職務の執行に際し、本会との利益相反的な関係が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本会が定める所定の手続きに従わなければならない。

(理事の取引の透明性の確保)

第7条 定款第31条に定める以下の取引については、理事会の承認を得なければならない。承認を受けた取引を行った場合には、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(情報開示及び説明責任)

第 8 条 本会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第 9 条 本会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第 10 条 本会の会員は、非営利性が徹底された法人活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規則等の遵守の監視)

第 11 条 本会は、必要あるときは、理事会の決議に基づき、委員会を設置しこの規則の遵守状況を監視する。

(規則の改廃等)

第 12 条 この規則の改廃は、本会の定款第 3 6 条によるものとする。

附則

第 1 条 この規則は、平成 2 6 年 5 月 2 5 日開催の第 1 回理事会で制定し、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規則の施行の日をもって、日本女性科学者の会「倫理規定（倫理憲章、倫理委員会規則）」は廃止する。